

計算書類に対する注記（法人全体）

8. 担保に供している資産

該当なし

円
円

計

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,943,549,186	817,963,859	2,125,585,327
その他の固定資産			
建物	325,039,048	112,777,043	212,262,005
構築物	104,713,160	53,969,237	50,743,923
機械及び装置	187,256,773	121,578,919	65,677,854
車輛運搬具	61,397,589	60,836,854	560,735
器具及び備品	173,537,894	119,568,386	53,969,508
建設仮勘定	246,019,271		246,019,271
合計	4,041,512,921	1,286,694,298	2,754,818,623

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
北海道平成26年度第5回公募公債	500,000,000	516,950,000	16,950,000
合計	500,000,000	516,950,000	16,950,000

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 居宅介護
移動支援
- ト さっぽろ地域生活支援センター相談支援拠点（社会福祉事業）
一般相談支援等
- ナ なかしべつ地域生活支援センター拠点（社会福祉事業）
共同生活援助（ふれあい）
- ニ なかしべつ地域生活支援センター障がい児通所支援拠点（社会福祉事業）
根室市児童デイサービスセンター
別海町児童デイサービスセンター
放課後等デイサービス（とらいあんぐる）
- ヌ なかしべつ地域生活支援センター相談支援拠点（社会福祉事業）
根室圏域障がい者総合相談支援センター
根室管内1市4町相談支援
一般相談支援等
- ネ くしろ地域生活支援センター拠点（社会福祉事業）
共同生活援助（くしろ地域生活支援センター）
障がい者地域活動支援センター
- ノ くしろ地域生活支援センター障がい児通所支援拠点（社会福祉事業）
厚岸町子ども発達支援センター
キッズセンターくしろ
白糠町子ども発達支援センター
- ハ くしろ地域生活支援センター相談支援拠点（社会福祉事業）
一般相談支援等
- ヒ 釧路町児童発達支援センター拠点（社会福祉事業）
障がい児通所支援
- フ とまこまい地域福祉支援センター（社会福祉事業）
生活介護
就労継続支援B型
共同生活援助
生活介護2
障がい者地域活動支援センター
- ヘ 札幌市第二かしま学園拠点（社会福祉事業）
生活介護
- ホ 札幌市あかしあ学園拠点（社会福祉事業）
生活介護
就労継続支援B型
- マ 太陽の園発達診療相談室拠点（公益事業）
診療所
- ミ 胆振日高障がい者就業・生活支援センター（雇用）拠点（公益事業）
雇用安定等（すて〜じ）
- ム 地域生活定着支援センター拠点（公益事業）
地域生活定着支援事業
- メ 生活困窮者自立相談支援（根室）拠点（公益事業）
生活困窮者自立相談支援
- モ 生活困窮世帯等学習支援（根室）拠点（公益事業）
生活困窮世帯等学習支援
- ヤ 苫小牧市福祉ふれあいセンター管理事業拠点（公益事業）
苫小牧市福祉ふれあいセンター管理事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	69,748,953			69,748,953
建物	2,230,904,400	191,787,951	297,107,024	2,125,585,327
合計	2,300,653,353	191,787,951	297,107,024	2,195,334,280

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

計算書類に対する注記（法人全体）

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
 - 法人本部
 - 職員住宅管理事業
- イ 運営円滑化支援引当特別会計拠点（社会福祉事業）
 - 運営円滑化支援引当特別会計
- ウ 太陽の園ひまわり学園拠点（社会福祉事業）
 - 障がい児入所施設
- エ 太陽の園きぼう拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
 - 施設入所支援
- オ 太陽の園あおば拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
 - 施設入所支援
- カ 太陽の園ハーモニー拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
- キ 太陽の園あつまーる拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
- ク 太陽の園障がい児通所支援拠点（社会福祉事業）
 - 胆振西部児童デイサービスセンター
 - 登別市児童デイサービスセンターのぞみ園
- ケ 福祉村更生拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
 - 施設入所支援
- コ 福祉村授産拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
 - 施設入所支援
- サ 福祉村療護拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
 - 施設入所支援
- シ 福祉村地域支援拠点（社会福祉事業）
 - 生活介護
 - 福祉ホーム
 - 障がい者地域活動支援センター
- ス 福祉村障がい児通所支援拠点（社会福祉事業）
 - いわみざわ子ども発達支援センター（び〜ず）
 - いわみざわ子ども発達支援センター（び〜ず2）
- セ 福祉村相談支援拠点（社会福祉事業）
 - 一般相談支援等
 - 空知圏域障がい者総合相談支援センター
- ソ 白糠学園拠点（社会福祉事業）
 - 障がい児入所施設
- タ もなみ学園拠点（社会福祉事業）
 - 障がい児入所施設
 - 障がい児通所支援
- チ だて地域生活支援センター拠点（社会福祉事業）
 - 宿泊型自立訓練
 - 共同生活援助（らいむ）
 - 共同生活援助（びいす）
 - 居宅介護
- ツ だて地域生活支援センター相談支援拠点（社会福祉事業）
 - 伊達市障がい者総合相談支援センター
 - 胆振圏域障がい者総合相談支援センター
 - 胆振日高障がい者就業・生活支援センター（生活）
 - 相談支援センターとまるん
 - 苫小牧市障がい者就労支援
- テ さっぽろ地域生活支援センター拠点（社会福祉事業）
 - 共同生活援助（あーねすと）
 - 生活介護
 - 就労継続支援B型

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - イ 上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ア 有形固定資産（リース資産を除く）－定額法
 - 無形固定資産（リース資産を除く）－定額法
 - イ リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成27年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ア 退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する北海道民間社会福祉事業職員共済会の退職年金事業掛金相当額を退職給付引当金に計上している。
 - イ 賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
 - ウ 徴収不能引当金－金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金として計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構
正規職員ならびに、採用後1年を越えて継続雇用される准職員について、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会
正規職員について、退職年金事業に加入している。